

SMB Cデジタルセーフティボックス 商品説明書（お客さま用）

（2021年10月1日現在）

1. 商品名	●SMB Cデジタルセーフティボックス
2. 申込受付	●当行の国内本支店窓口 （当行本支店ATMやインターネットバンキング等によるお申込はできません）
3. サービス内容	●契約者ご自身の資産一覧や身の回りのこと、また大切な方に伝えたい思い等を当行またはお客さまの情報端末から当行が厳重に管理するサーバー等に登録し、登録した情報をあらかじめ契約者が指定した受取人が閲覧することができるサービスです。
4. 契約の成立	●当行所定のサービス申込書をご提出の上、当行の情報端末にて本サービスの利用登録を行い、当行が承諾することにより契約が成立します。
5. ご利用可能な方（契約者）	●以下のすべてを満たす個人のお客さま（未成年の方はご利用いただけません） ・日本国内に居住していること ・三井住友銀行で普通預金口座を保有していること（法人・営業性個人口座は除く）
6. 受取人として登録可能な方	●契約者が指定する、契約者の3親等内の親族の方（最大10名まで登録可能） ※受取人登録には、受取人の携帯電話番号・メールアドレス等が必要となります。 ※当行より受取人のメールアドレスへ送信するメールにて、当該受取人が承諾することで、受取人登録は完了となります。 ※受取人登録にあたっては、できる限りすべての推定相続人の登録をお願いいたします。
7. 利用端末	●契約者は、当行の情報端末またはお客さまの情報端末（PC・タブレット・スマートフォン等）で本サービスの利用が可能です。 ●受取人は、お客さま（受取人）の情報端末（PC・タブレット・スマートフォン等）で本サービスの利用が可能です。 ※お客さまの情報端末は、当行からのメールの受信およびインターネット閲覧が可能な端末に限ります。
8. 利用方法	●契約者は、当行の情報端末またはお客さまの情報端末から「契約者専用ページ」にログインし、後記「1.1. 登録情報」記載の各情報を、登録（変更・削除を含みます）・閲覧することができます。 ※「契約者専用ページ」へのログインには、契約者のメールアドレス、利用料引落口座の店番号・口座番号、パスワード等が必要となります。 ●受取人は、お客さま（受取人）の情報端末から「受取人専用ページ」にログインし、後記「1.2. 登録情報の開示」にしたがい開示された登録情報を、閲覧することができます。 ※「受取人専用ページ」へのログインには、契約者が登録した受取人の携帯電話番号とメールアドレス等が必要となります。
9. 利用料	●月額990円（消費税込） ※当月の利用料は、毎月末日（銀行休業日の場合は翌営業日）に、お客さまが指定した当行の普通預金口座（利用料引落口座）から、自動的に引き落とします。 ※契約開始日の属する当月分の利用料は無料となり、翌月分から利用料を引き落とします。 ※お申込にあたっての初期費用はかかりません。 ※解約日が属する月（解約月）は、原則利用料をいただきません。ただし、解約日が利用料引落日の当日または前営業日の場合には、解約月の利用料をいただきます。 ※既にお支払いいただいた利用料については、一切のご返金できません。
10. 利用時間	●24時間利用可能 ●毎週日曜日の21時～翌月曜日7時までは、定例のシステムメンテナンスのため利用停止となります。

1 1. 登録情報

●本サービスに登録可能な情報は、以下の表のとおりです。
 なお、【当行端末・お客さま端末から登録・閲覧可能な情報】と【お客さま端末からのみ登録・閲覧可能な情報】に分けて記載しています。

登録手順	登録項目	【 当行端末・お客さま端末から登録・閲覧可能な情報 】	【 お客さま端末からのみ登録・閲覧可能な情報 】
ステップ1	受取人	・ 氏名、続柄、携帯電話番号、メールアドレス、生年月日、住所	—
	預貯金	・ 金融機関名、口座種類、支店名、口座番号、概算残高、目的・用途等	—
	保険	・ 金融機関名、保険種類、契約者、被保険者、保険金受取人、保険証券番号、保険金額、目的・用途等	—
	有価証券	・ 金融機関名、支店名、口座番号、目的・用途等、銘柄種類、数量	—
	不動産	・ 不動産名、所在地、名義、面積、持ち分、目的・用途等	—
ステップ2	その他資産負債	・ 種類（車・ゴルフ会員権・美術品・その他資産負債）	—
	医療	・ 延命治療の希望、最期の場所の希望、臓器提供の希望、献体の希望	・ メモ機能
	介護	・ 介護状態になった時の希望、希望業者、施設名、介護費用、介護時に向けて準備していること	・ メモ機能
	葬儀	・ 葬儀の希望、希望業者、希望会場、葬儀の方法、喪主、納骨・散骨の希望、お墓の場所、散骨の方法、葬儀等のお金	・ 遺影（写真） ・ メモ機能
ステップ3	公共料金・カード等（※1）	—	・ 項目名、支払い方法、金融機関名、カード名、主な用途 ・ メモ機能
	ID・パスワード（※2）	—	・ サービス名、ID・アカウント、パスワード ・ メモ機能
	大切なモノ	—	・ 種類、保管場所 ・ メモ機能
	遺言書有無	—	・ 遺言書有無、遺言種類、遺言保管場所
	メッセージ	—	・ テキスト、音声、動画

(※1) クレジットカード番号・暗証番号は登録できません。
 (※2) 資金移動が可能な金融機関の暗証番号等は登録できません。

1 2. 登録情報の開示

●受取人は、「受取人専用ページ」から、開示された登録情報を閲覧できます。

●【初期開示情報】
 受取人の登録後、受取人がすぐに関覧できる情報を「初期開示情報」といいます。
 受取人は、「1 1. 登録情報」のステップ2に記載の登録情報のうち、医療、介護、葬儀に関する情報について、受取人として指定された直後から、閲覧できます。

●【生前開示情報】
 契約者の生前に、契約者の指定により受取人が閲覧できる情報（初期開示情報を除く）を「生前開示情報」といいます。
 契約者は、受取人ごと、情報ごとに、契約者の生前に受取人が閲覧できる生前開示情報の登録を行うことができ、指定された受取人は生前開示情報について閲覧できます。

●【相続開始後の開示情報】
 万一、契約者に相続が開始し、当行に所定の届出（相続開始届出）があった場合、受取人はすべての登録情報（初期開示情報、生前開示情報を含むすべての情報。ただし、受取人の情報は除きます。）について閲覧できます。

※契約者の相続開始により本サービスは終了となりますが、相続開始後の受取人による情報閲覧は、当行へ相続開始届出があった日から18ヵ月経過した日の属する月の月末まで可能です。

1 3. 契約の終了

以下の①～③に該当した場合、本サービスの契約は終了します。
 ①契約者について相続が開始し、当行に所定の届出があった場合
 ②契約者による解約
 ③当行による解約

※上記③に関し、以下の事由が発生した場合は当行により本サービスを解約することがあります。

- ・ 当行所定の利用料引落日に利用料引落口座から利用料の引き落としがなされず、その後、当該引落日の属する月の3ヵ月後の応当日まで、利用料の引き落としがなされない状態が継続した場合
- ・ その他、別途SMB Cデジタルセーフティボックス利用規定に定める当行による解約事由に該当した場合

※上記②および③の解約による契約終了の場合、契約者および受取人は契約終了の時点から登録情報を閲覧できなくなります。

14. 保管期間	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者について相続が開始したことにより契約が終了した場合、当行へ相続開始届出があった日から18ヵ月経過した日の属する月の月末まで、お客さまからお届けいただいた情報および登録情報は保管され、当該日の経過後に、登録情報を削除します。 ●登録情報が削除された後は、登録情報の閲覧はできません。
15. 当行からの通知	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の場合等に、当行からメール等により通知を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・パスワード設定時の契約者宛の通知 ・受取人登録時の受取人宛の通知 ・契約者について相続が開始したとの連絡を当行が受領し、登録情報の開示を行う場合の受取人宛の通知 ・本契約解約時の契約者および受取人宛の通知 ・お客さまからお届けいただいた情報変更時の契約者宛の通知 ・契約者および受取人に対して、内容確認・メールアドレスの更新確認等に関する年1回の確認通知
16. 届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者について相続が開始された場合は、相続人等は当行へその旨をお届けいたします。本サービス以外の当行のその他各種取引に関する当行所定の届出により、当行が、契約者について相続が開始されたことを知った場合は、本サービス上も契約者に相続が開始されたものとして取り扱います。 ●契約者の氏名、住所、メールアドレス等に変更があった場合は、当行へお届けください。 ●受取人の氏名、住所、携帯電話番号、メールアドレスに変更があった場合は、契約者の方が当行に届け出ていただく必要があります。受取人による情報変更の届出はできません。
17. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●本サービスに付加できる特約はありません。
18. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限	-
19. 当行の契約する 指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ●当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
20. その他	<ul style="list-style-type: none"> ●本サービスは、遺言、贈与契約の成立、撤回その他の法的効力を生じさせるものではありません。 ●「11. 登録情報」の【当行端末・お客さま端末から登録・閲覧可能な情報】の登録にあたって、お客さまの希望により、当行員による入力サポートが可能です。なお、登録内容の確定は、お客さまご自身で行っていただきます。 ●当行より、【当行端末・お客さま端末から登録・閲覧可能な情報】を印刷した書面を送付することにより、登録情報の開示を行うことがあります。その場合は、【お客さま端末からのみ登録・閲覧可能な情報】は送付しません。 ●当行に対して、本サービスで登録された各種情報に関する法令等に基づく開示請求があった場合、または契約者の相続開始後に受取人に指定されていない契約者の相続人等から開示請求があった場合は、当行は、登録情報の開示を行う場合があります。
21. 2022年2月までの 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●「7. 利用端末」について、2021年10月から2022年2月（予定）までは、当行の情報端末からのみ本サービスを利用できます（上記の期間は、お客さまの情報端末からは、情報の登録・閲覧はできません）。2022年2月（予定）から、当行の情報端末およびお客さまの情報端末（PC・タブレット・スマートフォン）の双方で本サービスをご利用いただけます。 ●「11. 登録情報」について、【お客さま端末からのみ登録・閲覧可能な情報】の登録は、2022年2月（予定）より可能になります。その他、「11. 登録情報」に記載の各情報項目につき、一部は2022年2月（予定）以降に登録が可能となるものがあります。

<p>2 1. 2022年2月までの 留意事項（続き）</p>	<ul style="list-style-type: none">●2022年2月（予定）までに、契約者に相続が開始した場合は、お客様の情報端末からは情報の閲覧はできず、当行から【当行端末・お客様端末から登録・閲覧可能な情報】について書面で、受取人へ郵送します。 （【お客様端末からのみ登録・閲覧可能な情報】は送付しません。）●「9. 利用料」の記載にかかわらず、2022年2月分までの利用料は無料です。 前述のお客様の情報端末の利用開始時期が延期される場合は、それに伴い利用料の無料期間を延長することがあります。
-------------------------------------	---